

南区寄り添い型生活支援事業 評価委員会 評価指標

【評価基準表】

関連様式	No.	評価項目	評価基準	係数	上限配点	比率
1 提案者の概要・事業実績					8	8%
4	1.1	提案者の概要、実績、信頼性及び安定性	この事業の目的達成のために、信頼に足る十分な実績があるか。また、事業を継続的に実施できる安定した運営が見込めるか。	2	8	
	1.2					
2 業務実施方針					16	15%
5-1	2.1	現状の理解、課題認識	支援を必要とする世帯の小・中学生及びその保護者の置かれている生活状況、家庭環境等を十分に理解しているか。また、それらの世帯における子育ての課題やニーズをとらえているか。	2	8	
5-2	2.2	事業の実施方針	支援を必要とする世帯の現状や課題を踏まえた実施方針となっているか。また、実施方針を踏まえた事業運営の考え方は具体的で妥当なものとなっているか。	2	8	
3 業務実施内容と実施手法					32	31%
6-1	3.1	生活支援プログラムの有効性	個々の利用者の生活習慣や能力に応じた支援プラン作りなど、有効な生活支援プログラムとなっているか。	3	12	
6-2	3.2	学習支援プログラムの有効性	個々の利用者の学習習慣や習熟度に応じた支援プラン作りなど、有効な学習支援プログラムとなっているか。	3	12	
6-3	3.3	安心して過ごせる居場所の提供について	個々の利用者にとって、安心して過ごせる居場所となるための工夫について、具体的かつ妥当なものとなっているか。	1	4	
	3.4					
4 業務実施体制					28	27%
7-1	4.1	職員の確保や配置	この事業を行うために必要な知識、経歴、実績等を有する職員の確保や配置について、考え方が明確となっているか。また、その実現性はあるか。	2	8	
	4.2	職員の役割と業務	職員の役割や業務が具体的かつ妥当なものとなっているか。	2	8	
7-2	4.3	職員の教育・研修	職員に対し、事業実施にあたって必要な知識や技能を習得させるための教育・研修の機会があるか。また、その内容は妥当なものとなっているか。	2	8	
	4.4	個人情報の取扱い	個人情報の取扱いに係る基本的な考え方を理解し、個人情報の取扱いに係る研修や情報管理を組織的に行う仕組みがあるか。	1	4	
5 管理運営体制					12	12%
8	5.1	区及び学校等関係機関との連携	区役所及び小・中学校等関係機関との連携の重要性を理解しているか。また、連携の仕組みは妥当か。	1	4	
	5.2	利用者からの苦情処理体制	利用者からの意見、苦情等の処理体制は整っているか。	1	4	
	5.3	事故等の防止体制	事故等の防止に対する考え方や取組は具体的で妥当なものとなっているか。	1	4	
6 収支予算					4	4%
9	6.1	収支予算の妥当性	収支予算は、業務実施内容や業務実施体制等に対して適切な金額となっているか。	1	4	
提案部分 合計					100	96%

【加点部分】企業としての取組(ワーク・ライフ・バランスに関する取組)			4	
	「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)		1	
	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員301人未満のみ加算)		1	
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得、又は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定(えるぼし)の取得、又は若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得		1	
	よこはまグッドバランス企業認定の取得		1	
企業としての取組 合計			4	4%
合計			104	100%

【評価方法】※【企業としての取組】を除く

- (1) 各評価項目について、A、B、C、D、Eの5段階評価を行う。
- (2) 評価は、A=4点、B=3点、C=2点、D=1点、E=0点とする。
- (3) 各評価項目には、重要度に応じて係数を設ける。
- (4) 評価の視点は次の通りとする。

A(4点)	B(3点)	C(2点)	D(1点)	E(0点)
特に優れている	優れている	普通	劣っている	特に劣っている

- (5) 評価委員会に出席する委員の半数以上から、E評価を受けた項目のある提案者は、原則として選定しない。